

# 近代日中両国軍人の政治関与と法規の比較研究

徐 勇

(訳：陳 祥)

## はじめに

日中両国は近代社会における政治転換期に間に相前後して軍人の政治関与を制限する「差別主義」の法規を制定した。しかし両国とも法規を破って政治に関与する軍閥政治という現象が現われた。これまでの研究は両国の軍事問題についての関心は高いが、軍事体制・軍人政治の状況に関する比較研究は不十分だと見られる。さらに検討し続ける余地があると考えられる。

## I 明治維新後に軍人政治が確立した原因

日本の武士階級は11世紀前後に形成された。武士は四民の支配層として、軍事を専業とし、濃厚な宗族の主従関係を特徴とした。1192年、日本では最初の武士政権である鎌倉幕府が成立した。武士は全国に君臨した。武家の棟梁は天皇の勅命で「征夷大將軍」に任命され、幕府を開き、国家の政権を握った。それに対して皇室は、名義上の権威を維持した。その後、武士階級は日本を800年以上支配し、「武士習気」・「弓矢の道」を代表とする武士道が社会倫理の支柱になるまで成長した。

1868年の明治維新の直後、武士階級は新政府に属して、社会政治の指導者を担当した。政府は維新政策を推進した。士農工商の身分と秩序が崩壊した。「秩禄処分」が行われ、武士の世襲俸禄は失われた。「脱髮廃刀令」で武士階級の標識も失ってしまった。ただし、国家政権内部に入った武士集団は、「華族制度」の制定により新しい貴族の身分を獲得し、近代社会の特権階層になった。明治政府は1875年に禄高の金録化への切り替えを実施し、1876年に金録公債の形式で禄高を切り替えた。数多くの武士はこの金を活用して、製造業・商業などに転入し、社会経済界で新しくなり上った。つまり、華族制度と金録公債などの政策によって、武士階級の特権は更新と補償を実現し、莫大な社会経済利益を獲得した。

言い換えれば、江戸時代の武士階級は、家禄と佩刀などの標識をなくしたが、明治以降の新時代において、歴史上の支配階級として社会・経済・政治を支配する地位を維持した。さらに支配層としての倫理・思想・精神・文化・意識などは、明治政府による肯定と提唱によって、速やかに浸透した。

1872年、明治政府は「全国募兵の詔」を公布した。国民の全体が「血税」を納付し、「命

を国に報いる」とされた。「国民皆兵主義」を実現するために、最大限に兵士を拡充した\*<sup>1</sup>。この血的な募兵詔書は世界中でもまれだったので、日本民衆の反抗をもたらした。1882年、天皇の名義で「軍人勅諭」を下賜し、「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ、されは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きて」と国民に伝えた。その後「軍人勅諭」は軍の規範となった。毎日朗読させ、軍人に「忠節・礼儀・武勇・信義・質素」など武士道の精神を守らなければならないとした\*<sup>2</sup>。関連の研究者が述べたように、「明治維新後の新時代には、武士道精神は依然として指導的な地位を保って」いた\*<sup>3</sup>。つまり、明治維新で作られた軍は武士道の思想・理論で指導し、国内に「鎮守」、国外に戦争を唱えた。

明治政府は軍内の民権運動を防ぎ、軍の安定をまもり、軍と社会政治を遮断するために、軍人の政治関与に対して差別主義な法規を制定し、そして当該法律の健全化を推進した。1880年の衆議院選挙法には、「陸・海軍人は現役期間に選挙権と被選挙権を行使せず」と規定した\*<sup>4</sup>。翌年（1881年）、陸軍刑法と海軍刑法を改訂し、軍人の政治関与禁止という条文を追加した。陸軍の刑法第103条には、「政治ニ関シ上書、建白其ノ他請願ヲ為シ又ハ演説若ハ文書ヲ以テ意見ヲ公ニシタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ処ス」と記されている。海軍の刑法にも同じな内容が盛り込まれた。1882年の「軍人勅諭」には、「忠節」を保ち「世論に惑はず、政治に拘らず、只々一途に己が本分の忠節を守」\*<sup>5</sup>ることを強調した。それに関連する法律として、1883年選挙法で、陸海軍の現役軍人は各府県の被選挙権を付与せずと規定した。1889年の衆議院選挙法には、「陸・海軍人は現役期間に選挙権と被選挙権を行使せず」と強調した。1900年に実施した「治安警察法」でも、「現役及召集中ノ予備後備ノ陸海軍軍人ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス」と規定した。

1889年に公布した「明治憲法」の第11条では「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」、第12条で「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」と規定した。憲法の第2章に「臣民権利義務」を定め、第32条で軍人と一般「臣民」の権利と義務を区分し、「本章ニ掲ケタル条規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵触セサルモノニ限り軍人ニ準行ス」\*<sup>6</sup>と規定した。つまり、近代日本の憲政体制を確立させた明治憲法は、同時に兵権を独立させる差別主義を確立させた。

20世紀に入ってから、軍部は組織的な優位を利用し、独立して政府・政党と対抗できる勢力として成長を遂げた。1910年代から20年代の頃には、「軍部」という用語が使われるようになった。これは軍側が明確に自己意識を持ちはじめたためと見られる。それに対して政党側は、軍側を「軍閥」や「閥族」だと批判した\*<sup>7</sup>。三宅正樹によると、陸軍と海軍は政党政治家と官僚、重臣などと対抗し、更にこれらを制圧することによって、登場した政治勢力であった。軍部という言葉には、元々批判や反感の意味が込められていたが、頻繁的に使用されることによって、陸海軍が政治への関与と政局を支配する重要な勢力の存在であることをアピールする用語になった、という\*<sup>8</sup>。ここで述べられている批判と反感とは、政党が、明治憲法で定めた各種の軍人政治関与の禁止条項にもとづく差別主義の原則を利用して軍部の専横に対抗することである。

日露戦争後の1907年2月に公布された「公式令」では、この勅令自身が内閣総理大臣の署名の必要を規定するとした。同年9月の「軍令について」（以下「軍令」と略称）によると、第一条では陸海軍の統帥に関し勅定を経た規程を軍令と定め、第二条で軍令のうち公布を要するものは天皇の親書（署名）と御璽（印）のほか陸海軍大臣の副署を必要とすると規定した\*<sup>9</sup>。

この「軍令」は、内閣総理大臣を軍令事項外に排除した。軍制史研究家は、「軍令」の制定により統帥権を独立させる法律根拠は前より明確となったと述べている。「軍令」は、幅広い内容を公開と非公開に分けた。特殊な問題については、法制局の審査と枢密院の討論を経ず、総理大臣も関与する権限がない。陸海軍の判断によって、直接天皇を輔弼し、命令を発布する手続きを進めることが出来ると解釈された\*<sup>10</sup>。それに基づいて、国家の行政権はさらに弱まり、軍人は社会政治の支配権を硬く握ることになった。

近代日本の軍人は社会の支配権を握り、軍事権力を社会政治の津々浦々に至るまで浸透させ、軍隊の政治化と政党化を実現した。つまり、「日本近代政治史の発展は軍人が政治に関与する歴史」であった\*<sup>11</sup>。サミュエル・ハンチントンも「日本は世界で最も政治化した軍隊をもっている」\*<sup>12</sup>という非常に明快な論断を示した。

近代日本の国家体制における軍事化の程度は、中世の武家政治をはるかに越えていた。これを生かす鍵について、武士階級が伝統的に握っていた政治経済の特権は、明治維新後に転換と更新を実現した。武士階級は近代装備を持つ皇軍へと変化し、近代日本の内外政策を支配し続けた。

## II 中華民国の差別主義法規の制定と運営

清末、清朝政府は新軍を再編成すると同時に差別主義原則を確立させた。袁世凱は「簡明軍律廿条」（別称「斬律」）の第12条において「盟を結ぶ、会を立つ、言を捏造する、衆を惑う人を斬る」と記した\*<sup>13</sup>。この条項は当時の複雑な政治情勢に対応するため、従来の軍紀の枠組を超えて、新軍の官兵に政治結社と政治言論の行使を制限した。

1900年の義和団事件以降、清朝政府は親政を促進し、新軍を再編成した。1905年に北洋常備軍6鎮を完成し、陸軍序列番号を公布した。1906年11月6日、兵部を陸軍部に改称し、旧練兵処と旧太仆寺の職権を統領し、各省新軍を統轄した。そして、所属する海軍処と軍諮処を通じて、海軍部と参謀本部の制度起草を代行した。ここで、現代国家における軍事力としての武装部隊と最高統帥機関をほぼ完成させた。

北洋常備軍が発足してから、皇室中央政権の統帥下に置かれた。俸給と社会的地位は従来の経制兵より、はるかに改善した。当然、その官兵の政治へ関与も、一層明確化した法規によって制限された。例えば、1905年「陸軍小学堂規則」では、「四、学生は、時勢をでたらめに議論し、邪説を著し、党を結び、会を集め、賭博、酒酔い及び学規を違反し、

軍紀を妨害する者を一律に厳禁す」\*<sup>14</sup>と規定した。最も詳細なものは、光緒34年初9日(1908.3.11)の建白書「憲政編查館、民政部会奏結社集会律折」である。軍人の結社と集会、政治への関与資格を否定した。第9条では、政事結社及び政論集会を持つことを以下の人について禁止した。常備軍人及び征調期間の続備・後備軍人、巡警官吏、僧道及びほかの宗教師、各種学堂教習・学生の四種類である。この規定の政治的意味は、近代的な言葉を使って、より明確な制限を打ち出したことにある。第一条では、本律でいう結社者とは、一定の宗旨を以て、民衆を会して公会を連結し、久しく存立する者である、結社に関与する政治者は政事結社と称す、と規定した。第二条では、本律で称する集会者は、一定の宗旨を以て臨時に民衆を集め、公開講演を行う者である、集会に関与する政治者は政論集会と称す、と規定した\*<sup>15</sup>。

近代中国最初の「結社集会」に関する法律の考え方として重要なのは、新式の法理に沿って政治結社と言論の範囲を規制した点にある。中国知識階層は、以下のように政治に関与する伝統を説明すると同時に、軍人の言論を制限する合理性を証明した。昔の中国には政治結社集会の名がなかったが、往々にして政治結社集会の実があった。周の末に百家競勝して、朋友を集め、儒・兵・名・法諸家があった。道德功利の違いはあるが、同じ声で相応したので、政治結社と当然同様であろう。その後、論証は講学に隠れた。善であれば、河汾の辨治となり(貞観の治)、閩洛の談経となり(宋理学)、人材育成を達成し、国家を支える。不善であれば、南宋の三学・晩明の諸社となり、横議を呼び起こし、朝廷を牽制する。つまり経訓は郷校の遊を禁じていないが、王制は厳しく莠言を排除すべきだとした\*<sup>16</sup>。ここで強調されている「莠言を排除すべき」というのは、いわゆる政治言論をコントロールする必要性のことである。

清末の差別主義的規定は、個別の官兵に対するものだけではなく、さらに軍隊と国家政権も皇権に服従することを定めたという特徴がある。1906年論旨の「倣行憲政」、1908年に公布した「欽定憲法大綱」には、「君上大権」は、陸海軍統帥および軍制を編定する権、常備へ兵額を定めて全権で執行する権、議員は軍事への関与を禁ずる権、宣戦・講和・条約の締結権、使臣派遣と使臣を認証する権がある、とした。また国交の事は君上により親裁し、議院議決に付与しない、とした\*<sup>17</sup>。つまり、国家の基礎法を通して、「君上統帥権」の至高無上を確認し、新興の議院・議員などの民権勢力が軍事に関与することを排除した。

中華民国成立後、中央政権の権威が弱まったが、国家の軍政体制を完備するために続々と軍人の政治への関与を制限する法規を公布した。1912年8月10日の「衆議院議員選挙法」第七条には、選挙権と被選挙権を停止する対象として、現役陸海軍人と征調期間の続備軍人、現職の行政司法官吏及び巡警察などがあげられている\*<sup>18</sup>。

1913年4月1日に公布された「陸軍懲罰令」第4章「犯行」の対象として、第48条第19款で、「会を集め、金をかき集め私腹を肥やし及び軍外に虚勢を張る者」と規定した。1914年3月2日「治安警察条例」第8条では、政治結社に加入を禁ずる対象として、陸海軍軍人、

警察官吏が、第12条では、政談集会への加入を禁ずる対象として、陸海軍軍人、警察官吏がそれぞれ示された<sup>\*19</sup>。

1913年7月13日、袁世凱は「大統領令」を發し、軍人の入党に対しては、すでに命令を出して禁止したが必ず服従すること、もし軍人で党証を受けるものがあれば、速やかに処分し、嚴重に処罰すること、軍紀を嚴肅に守るように命じた<sup>\*20</sup>。

1914年9月15日ごろに制定した「立法院議員選挙法草案」第9条には、選挙権と被選挙権を停止する対象として、現役陸海軍人および徴調期間の続備軍人、現職警察官、があげられている<sup>\*21</sup>。1915年3月18日公布の初めての「陸軍刑事条令」の第12条「違令罪」には、第98条として、服従義務に違反することを図り、文書、図説、刊写、散布、演説する者は4等有期徒刑に処する、第100条では、職守に違反して結社・集会・入党する者に対して、首謀者は4等有期徒刑、参加者は5等有期徒刑とすることを決定した<sup>\*22</sup>。

以上のような法規条文の説明と内容から見ると、民国初年には清末「新政」期の軍人の政治関与を制限する規定はより明確となり、内容もより充実し、処置規則もさらに具体化したことがわかる。

1911年に、軍人の政治関与に関して制定された差別主義的法規は、政権の政治的需要に応ずるためではなく、孫文らの革命党を含む官僚階層などの各種政治勢力を認可し、追求するためのものであった。政治関与を制限された清末の軍人や民国初年の軍人は、ほとんどこの差別主義的原則を支持し提唱した。

黎元洪は、民国初年の軍界に対し、武昌で軍人の政治支配に反対する電報を発信した。段祺瑞も地方秩序を回復するために、軍の縮小と整頓に賛成した<sup>\*23</sup>。徴兵制を実施し、兵士の質を高め、その根本的な目標のために軍人の専門素質を高め、兵乱現象を解消することを図った。蔡鍔は軍と政党について、必ずはっきり区分することを強調した。軍人は差別主義政治原則を守らなければならない、とした。

1917年春夏の間に、督軍団の政治関与事件が発生した。北京に進入した督軍団は、参戦決議への関与を図った。温和と見られた黎元洪は、軍人の政治関与を禁ずる原則に基づいて、厳しく彼を叱責した。強い勢力を誇る督軍たちも、一時的に挫折させられた。

民国元年前後の差別主義的法規の制定は、中国従来の「文治」主義を継承しつつ、現実政治への関与を制限し、軍事専門性と職業性を要求した。差別主義的原則は、現代の法的形式へと整備され、各時期の武装勢力の発展と社会政治問題を解決する課題に対して、重大な影響を与えた。

### Ⅲ 差別主義の突破と日中両国の軍閥現象

日中両国の差別主義法規の制定とその突破については、条約内容や文面の相似点、社会の認識、実際の運用面などで、大きな相違がある。

日本では、幕府政権の大政奉還により、天皇制中央集権制国家を作った。それとともに、暴力と軍事的要素が重要な推進力となった。大村益次郎の構想に沿って、明治初年にフランス式の兵権を採用し、軍が政治に服従する主義を採用した。兵部省は大政官の下に置かれ、兵権は政府に属した。

しかしその後山県有朋など軍人が提唱し、自由民権運動に対抗して軍事力の発展を保障するためにプロインセンの法制を模倣することになった。1878年12月に軍令大権を分担し、天皇の直轄下に陸軍参謀部を設置した。その後海軍も相応する軍令機関を独立させ、「軍令大権」と「軍政大権」を分けた。いわゆる統帥権独立の制度を採用した。1889年に公布され明治憲法は、法律の形式でこの変化した政軍関係を肯定した。天皇は統帥権を総攬し、軍令長官に「帷幄上奏権」を授ける。軍令に関する事項は、内閣を経ないで天皇に上奏し、裁可を行う、と。

統帥権独立の原則は、内閣の兵権を剥奪し、政府に軍を抑える職能を執行させないものであった。軍部勢力の成長とともに、軍の政治地位も強化された。1901年に、第二次山県内閣はさらに官制を改訂した。勅令により、陸海軍大臣は軍の推薦に基づき、現役の上中將が担当する、次官は現役中少將が担当することとした。この現役武官制は、従来の議会の原則から背離し、直接内閣の存在を脅かすものであった。軍部が推薦した陸海軍大臣は、内閣の更迭を無視し、軍部の利益に基づいて行動することが出来た。軍部はさらに、陸海軍大臣の任命と辞職を通じて、内閣の運命を掌握できた。

統帥権の独立と陸海軍大臣現役武官専任制は軍部勢力の支柱となった。前者は、「参謀本部長の地位が、陸軍卿に優越して太政大臣に併立」\*<sup>24</sup>するものであった。後者によって、さらに内閣の更迭を支配できるようになった。法理角度から見れば、天皇が軍部を統轄していた。明治憲法は天皇が陸海軍を統帥すると規定し、軍部は天皇に対して責を負っていた。ただし近代天皇制は「廷政分離」に基づき、「天皇ハ神聖不可侵ニシテ犯スヘカラス」とされ、親政を行わず、御前会議で紛争があっても聞くだけで、政治決定を下さない存在であった。よって、名義上陸海軍が天皇に直隸していたが、実際はなにも制限がなかった。だんだん自己中心に陥った。明治政権の「権力核」\*<sup>25</sup>にまで成長し、特殊な政治地位を占めるようになった。この「権力核」がたえず膨らんで、政府のコントロールを脱し、内閣と並ぶ「両重政府」\*<sup>26</sup>となった。1930年代になると政党勢力を排除し、軍部の一元化支配体制を実現した。天皇の大権という名義の下で独裁を行い、近代日本に特有な軍国主義戦争体制を備えた。

大正デモクラシー期に民本主義が高揚し、軍部と政党の権力をめぐる争いが激しくなった。原敬は1918年の「米騒動」後、「名実具備な本当の政党内閣」\*<sup>27</sup>を実現した。彼は、爵位の受け取りを固辞し続けたために「平民宰相」と言われた。原内閣は、ワシントン会議で日本の軍拡を制限するといった当時の国際環境を背景として、ある程度軍部の勢力を抑えた。1924年の第二次護憲運動後、男子の普通選挙法が実現した。護憲三派内閣は民主的政治運営を達成した。いわゆる資産階級の政党政治はピークに達した。原内閣の高橋蔵相は参謀

本部を廃止することを提議し、軍令大権を内閣の直轄下に置くことを考えた。原敬首相は機が熟していないと考えて、提議を撤回した。現役武官専任制は、確かに予備役・後備役まで拡大していたが、実際には予備役・後備役の大臣は出たことがなかった。文官は、言うまでもなく出たことがなかった。

軍政関係において、軍部政治は非常に穏やかに行われた。軍部は軍事方面の特権を利用し、天皇の精神権威を頼り、社会政治生活においてドイツ・イタリアのファシズム政党のような役割をになった。つまり、近代軍用制服を着て、近代化した武器装備を持った軍人が社会に君臨することは、武家政治時代の士農工商の支配層が武士階級であったのとはほぼ同じである。最終的に、2・26事件後、民主派の政党勢力を打倒した。それによって、それまでの軍部と政府が並存する「二元政治」モードが終焉し、政治化した軍部の一元的覇権の下に統轄された<sup>\*28</sup>。

日本軍部の政治化と軍閥の形成の時期に、民国期の中国では差別主義的法規が幅広く人々から認められた。しかし現実の運営は簡単ではなく、国内外の矛盾と衝突とともに法規による制限が突破され、日本と同じ名称を用いる「軍閥」現象が現われた。

民国期に入ってから10数年間に、中国では兵権独走から軍閥政治への傾斜が強まった。新興軍事勢力は、清末と革命時代にはまだ主役を担うことはできなかった。彼らは、官僚派と革命派に対して政治的要求を強めた。例えば張紹は、灤州で全国に電報を発信し、第12条「軍人が（政治に）参与する権があり、軍人は政治関与すべきだと求めたと思われる。民国以降、軍人は独立の政治主体に成長した。袁世凱死去後、軍事勢力集団はさらに発展し続けた。当時の政局における最も代表的な勢力となり、政党勢力と競り合った。民国期の兵権と政権の両極の政治モードが一時的に形成された。

民国期の軍人政治の形成過程において、軍人会議は非常に重要な政治参与手段となった。袁世凱死去直前の1916年5月18日から22日にかけて、馮国璋・張勳・倪嗣沖は護国反袁を宣告した南方の滇・黔・粵・桂・浙五省に対抗するために、まだ「独立」していない17省の督軍代表を集め、南京で会議を開いた。その後、地域的・集团的軍人会議がたびたび持たれるようになり、氾濫状態になった。袁世凱が6月6日に死去した後、内閣総理の段祺瑞が国務を主宰した。7月に黎元洪が副大統領から大統領に就任した。ただしこの時の黎段体制は、時局を安定させることが出来ず、逆に黎段間の「府院の争い」へと拡大した。北洋軍閥の強者間の政治闘争がより加速した。

5月9日に張勳は、暴烈分子を排除し、政権に参与するというスローガンを打ち出し<sup>\*29</sup>、時局に対応するために徐州で第一次会議を開いた。9月21日、張勳は更に魯・奉・吉・黒・豫・直・浙・蘇・鄂・贛・綏・察・熱など各省区の督軍代表を徐州に招集し、第二次徐州会議を開いた。この会議に参加した省区は、最初の9省区から13省区まで増加した。会議の軍事勢力派は「攻守同盟の省区連合会」を成立させた。張勳は「盟主」を推挙し、国政に関する政策を調整した。会議は12の規定をつくった。第2条では、本団体は暴烈分子の政権独

占を防止するために設置された。本会議は国会開幕後、騒乱者や各省を困らせている人に対して、一致の行動を取り、共同で討伐する。第7条では、本団体は連合し、各方面における国家統一を妨害する行動、政府に無理な無理な要求をする行動、公論として許さないことがあれば、これらを公敵と見なす、とした<sup>\*30</sup>。

この2回の軍事勢力派の会議が強調した「暴烈分子」とは、主に国会中にいる民党の議院を指していた。会議は、国会と国民党が対抗するなかで、西南各省の軍事同盟に反対し、北京政府の集権を阻止しよう、という政治目標を掲げた<sup>\*31</sup>。1917年1月9日、張勳・倪嗣沖は再び、各省代表が馮国璋の誕生祝い（1月3日で満60才）に上京するチャンスを利用して、徐州で3回目の会議を開いた。参会者は府院の争いを解決する為に、段氏を応援するための5つの方法を議決した。大統領から佞者を退ける、国会を解散する、段総理を擁護する、閣員を淘汰する、憲法を促進する、という5点である<sup>\*32</sup>。

これらの督軍会議の開会により、軍人は各種の方案を出した。その内容は主に時局に対する軍側の政治主張であった。国会議員などの政党勢力と対抗するもので、差別主義の原則を違反したはずである。軍人会議は頻繁に開かれた。軍人政治の活動は、日々活躍になったと言えよう。

前述した各種の社会軍政の矛盾は益々悪化した。同時に、北京政府は段氏の推進により一大国策を打ち出した。即ち対独宣戦である。しかし孫文などの革命党は参戦に反対した。段祺瑞は対独宣戦案を議決させるために、黎元洪大統領と国会に圧力を加えた。4月25日各省督軍を召集して北京に全国軍事会議を開いた。出席した督軍（省長・都統を含む）は、直隶督軍曹錕、山東督軍張懷芝、山西省督軍閻錫山など11人であり、列席したのは雲南、貴州、甘肅、奉天、湖南、浙江、江蘇、新疆など各省の代表であった。参戦という重大な問題については、本来国会で議論しなければならない。督軍たちが討論するのは、権限を越えていた。しかし軍人の要員は内閣総理の召集によって北京に集まり、直接国会と各政府機関に出入りし、国務に干渉した。それ以降軍人集団の影響力はさらに拡大し、南京・徐州などの地域的な軍人会議が中央化し、公開された。一時的に、極めて盛んになった。黎元洪はこの緊急情勢に対して、軍人の政治関与を禁ずる原則に沿って、強力な督軍たちを叱責した。ただ見識が浅く、張勳の軍を北京に入れるよう要請した。7月1日、張勳はこの機会に乗じて溥儀の復辟を擁護した。その後段祺瑞は天津の馬廠で師に誓い、張勳を討伐するため内戦を勃発させた。

参戦することは、政策としては中国と西洋国家の関係を改善することになり、中国の講和会議における法権地位を確定できた。そして五四民主運動に参考になる国際法的成果が提供された。段祺瑞における政策そのものは問題がなかった。しかし、その政策のやり方が法律の権限を越え、軍人の暴力や権威を濫用したのは、失策であったと言えるのではないか。これにより、差別主義の原則が破壊され、政党と社会から強烈な反発を引き起こすことになったのである。



「督軍団國務干渉事件」により内乱が起きた。民国軍閥における政治の序幕が切られた。李大釗は1917年8月に「辟偽調和」を発表した。彼は其中で、はじめて「軍閥」という概念を用いて当時の政治を批判した。その後、「軍閥」という用語が使われるようになり、「軍閥」概念が現代中国において最も広く用いられている概念の一つになった<sup>\*33</sup>。

その後、軍人会議による政見の分岐は、軍事実力派の発展のなかで継続的に拡大していった。1918年までに、北洋の直・皖・奉という三大軍閥が形成された。最終的に軍閥による戦争の道が選択された。

#### IV 両国軍閥の特徴と方式

中日両国の軍人政治の態勢と軍閥現象は実質的に大きな差異があるし、終結方式もまったく異なっている。日本では、軍人が完全に国の権力機関を掌握していた。1920年代初期に、民主派の代表である尾崎行雄と島田三郎は、天皇に直隷する機構は文官4、武官41にのぼると嘆いた<sup>\*34</sup>。これは20年代の政党政治におけるいわゆる「黄金時代」と称する時代のことである。1930年代に至って、武官の権力はさらに強くなった。1932年の5・15事件において犬養毅が殺害されたことによって、日本政党政治の「黄金時代」が終結した。その後、1945年敗戦までは軍部専制期と呼ばれる。即ち、「昭和軍閥期」となった。国家の行政権力機関の内閣は15期あった。そのうち軍人が総理大臣に就任したのは12人である。犬養毅と広田弘毅と近衛文磨の3人のみが政党・官僚・貴族の出身であった。

注目したいのは、強大な日本軍閥勢力は、たやすく無産政党を負かすだけでなく、反軍・反戦の民主派政党を完全に抑圧したことである。1945年の敗戦後、盟軍の代表である米軍が進駐することによって、日本軍閥の勢力が徹底的に除かれ、民主改革を実現させたとと言える。

一方、中国では、辛亥革命による複雑な局面から新興の軍事実力集団が国家中央政権を掌握するという歴史上多くない「軍閥政治」へと変遷した。しかし北方の軍人政治家が発展すると同時に、南北の矛盾が激しくなった。南方の政党の実力が高まり、とうとう国民革命運動を促した。南方勢力は1926年に10万人の兵力を集めて北伐を実行し、北方の呉佩孚、孫傳芳の集団を殲滅した。1928年の第二次北伐戦争で、奉系の張作霖を殲滅した。張学良が中央政府に帰順したため、南北統一が実現された。そして、政党が軍隊をリードする形で、文官が軍事力の主導権を握るようになった。

要するに、1920年代末に国民党の南京政府が北洋軍閥政府を打倒し、現代の政党政治を実現させた。その時日本軍人が中央政権を奪い取り、ファシズム軍閥政治を造り上げたのである。そのため、中国における現代軍事力の発展と政党政治の確立の経緯と、日本における現代軍事力の発展及び反現代化の破壊役、政党政治の失敗という歴史とを比較すると、両国の軍閥政治と政党政治との闘いと結果について、明らかに異なる曲線が見える。

軍人政権が国家政治を制御する側面から見れば、日本の昭和軍閥時期と中国北洋軍閥時期は区別される。次の表に、その推移を示す\*<sup>35</sup>。

	軍人総理回数	政党、官僚総理回数	内閣総回数	軍人の内閣比率(%)
民国北京政府時期 (1912-1928)	12	35	4 7	25.5
民国軍閥時期 (1919-1928)	10	30	4 1	24.4
日本昭和軍閥時期 (1932-1945)	12	3	1 5	80

両者の差異は、政治文化における背景が一つの原因である。中国の文官政治は千年以上の歴史がある。1910年代、20年代の短い軍人政治を経て、現代政党の文治系統に転換することにより、伝統的なものがアウフヘーベンの的に発展した。一方日本では、千年以上続いた武家政治は1910年代、20年代の短い政党「黄金時代」を経て、ファシズムの軍部専制に転換した。歴史的保守意識は悪意的に拡大された。両国の社会発展における螺旋形曲線と軍権の序列の対照は、東方における国の社会的転向の趨勢を反映したものと見えよう。

重要な争点は、政党政治は武装勢力に対して文政的指導権を握ることができるかどうかということである。中国は辛亥革命前後に、政党の勢力が迅速に発展した結果、文官の執政が実現した。日本では明治維新後、軍人階級が武家政治を継承し、政治における優位と現代技術条件による支持を得た。そのため世界でも珍しい強勢的軍国主義体制が実現した。この間近代化の潮に乗って発展した日本民主政党は、軍部と対抗できず、最終的に敗戦後の外来的占領軍の力を借りて、国の軍国主義を改め、整備したのである。

## V 結論

明治維新後、日本軍人の武力集団がどんどん膨張し、連年大規模な対外戦争を行った。これは世界近現代史において尋常なことではない。これはいわゆる「百年戦争」の歴史である。アメリカの学者サミュエル・ハンチントンが「日本は世界で最も政治化的軍隊をもっている」と指摘した。彼は、明治維新後の武士階級の地位転換と軍国主義体制の問題にかかわる深層的意義を述べたといつてよい。

さらに視野を広くして比較しよう。中国民国期の軍閥の中心人物も軍閥現象を批判したことがある。民国元年前後、満清帝制を覆し、復辟に反対し、共和制を維持し、政治転換するなどの社会革命運動の中で、現代軍事力が終始活躍した。軍閥現象は10年余りしか続かなかった。国共両党の政党政治がそれに続いて確立した。軍人勢力は結局、国共両党における政党が執政する体制の下で、相応的に改造した。1950年代初期に、毛沢東が中国軍事現代化の各段階における継続と発展について、「第一代は清末の新軍、第二代は黄埔軍、第三代は

中国人民解放軍である」\*<sup>36</sup>と述べたように、民国期の軍事勢力の歴史地位と貢献は明らかに認められている。

イギリス政治学者サミュエル・E・ファイナーは、国家の政治文化の発展が発達すればするほど、文官の執政比率が高くなり、逆に軍人の執政比率が低くなると強調している。アメリカ学者サミュエル・ハンチントンも、現代国家は専門化的軍事力を作り上げることによって国家の政軍関係のバランスを実現しなければならないと強調した\*<sup>37</sup>。しかし、論理上から見ると、二人とも「文官執政」は18、19世紀の西洋の現代化的成果であると指摘するにとどまり、先進的な西洋にしか存在していないと認識しているようだ。彼らはほとんど東方の「文官政治」の存在を無視してしまったといえよう。とくに、近代中国における軍人政治の崩壊についての研究が足りないと思われる。

前述した多くの比較研究から、近代中日両国における法律と軍閥現象を見えるようになったからだと考える。詳細に両国の政軍関係の実情を把握し、東方国家の文治主義と軍国主義など政治文化にかかわる課題を深く理解すべきではなかろうか。

## 注

- \* 1 松下芳男『日本軍制と政治』（黒潮出版社、1960年）25-26頁。
- \* 2 防衛庁防衛研修戦史部『戦史叢書・大本営陸軍部・1』（朝雲新聞社、1974年）14頁。
- \* 3 高橋亀吉『日本近代経済の育成』（時事通信社、1982年）28頁。
- \* 4 松下芳男『明治軍制史論』下巻（有斐閣、1956年）342頁。
- \* 5 安部博純他『史料構成：近代政治史』（南窓社、1982年）131-132頁。
- \* 6 以上の憲法条文は同前『史料構成：近代政治史』145-150頁より引用。
- \* 7 軍部と軍閥の概念が出現した時期と運用については、井上清「大正期の政治と軍部」（『大正期の政治と社会』岩波書店、1976年）、拙稿「近現代軍閥現象の政治文化分析—中国に軍閥概念の導入を加えて検討する」（『北京大学学報』哲社版、1999年第5期）参照。
- \* 8 三宅正樹『昭和史の軍部と政治（1）』（第一法規出版社、1983年）10-11頁。
- \* 9 松下芳男、前掲『明治軍制史論』593頁。
- \* 10 森松俊夫著、黄金鵬訳『日軍大本営』（軍事科学出版社、1985年）97頁。
- \* 11 福地重孝『軍国日本の形成』（春秋社、1959年）64頁。
- \* 12 S.P.Huntington, *The Soldier and the State: The Theory and Politics of Civil-Military Relations*, Harvard University Press, 1981, p126.
- \* 13 袁世凱「新建陸軍兵略録存」、来新夏『中国近代史史料叢刊・北洋軍閥一』（上海人民出版社、1987年）128頁。
- \* 14 『大清光緒新法令』第14冊『新末新軍編練沿革』（中華書局、1978年）314頁。
- \* 15 『中国近代法制史史料選輯』（1840-1949）第2輯（西北政法学院法制史教研室編印、1985年）31-32頁。また「憲政編查館大臣奕劻等為遵旨似訂政事結社集會律事奏折」（『歴史档案』1994年第4期）。
- \* 16 同前、30頁。
- \* 17 許崇徳編『中国憲法参考資料選編』（人民大学出版社）157-158頁。
- \* 18 章伯鋒編『北洋軍閥』第1巻、693頁。

- \*19 前掲、『中国近代法制史料選輯』200-202頁。
- \*20 伯鋒編：『北洋軍閥』第1巻、1378頁。
- \*21 天津市歴史博物館保存『北洋軍閥史料』、『袁世凱卷』2（天津古籍出版社、1996年）785頁。
- \*22 前掲、『中国近代法制史料選輯』230頁。
- \*23 『民国経世文編』第2冊（上海経世文社、1914年）33頁。また、李宗一『袁世凱』221頁。
- \*24 前掲、『明治軍制史論』15頁。
- \*25 安部博純『日本ファシズム研究序説』（未来社、1985年）151頁。
- \*26 前掲、『明治軍制史論』493頁。
- \*27 内閣官房『内閣制度百年史』上巻（1985年）263頁。
- \*28 拙稿：「日本の軍部政治化と法西斯主義的確立（日本の軍部政治化とファシズム的确立）」（『歴史研究』（1988年第4期）。
- \*29 謝振民『中華民国立法史』（正中書局、1937年）144頁。
- \*30 同上、144-145頁。
- \*31 曾毓雋「憶語隨筆」、杜春和ほか編『北洋軍閥史料選輯（上）』（中国社会科学出版社、1981年）267-268頁。
- \*32 『申報』1917年1月13日。
- \*33 拙稿「近現代軍閥現象の政治文化分析—兼考軍閥概念輸入中国之成因」（『北京大學學報』哲学社会科学版、1999年第5期）。
- \*34 信夫清三郎『日本外交史』下（北京商務印書館、1992年）483頁。
- \*35 錢実甫『北洋政府職官年表』（華東師範大學出版社、1991年）、劉寿林・萬人元『民国職官年表』（中華書局、1995年）、林茂・辻清明『日本内閣史録 3巻・4巻』（第一法規出版、1981年）などにより整理した。
- \*36 毛沢東『在国防委員会第一次會議上的講話』（1954.10.18）、『毛沢東軍事文集』第6巻、357頁。
- \*37 Samuel E. Finer : “The Man on Horseback: The Role of the Military in Politics”, (1962) ; S. P. Huntington: “The Soldier and the State: The Theory and Politics of Civil- Military Relations” (1964) . S. P. Huntington: “Political Order in Changing Societies” (1968) により整理した。